



生活指導便り 第2号



令和6年4月27日(土)
あきる野市立東中学校
生活指導部

ゴールデンウィークの生活についての確認

1 基本的生活について

- (1) 基本的な生活習慣〔起床時間・就寝時間・睡眠時間・朝食の摂取等〕を乱さない。
- (2) 部活動加入生徒は、感染症防止対策をした上で参加する。非加入生徒も積極的に運動に取り組む。
- (3) 家事や地域等の手伝いをする。

2 学習について

- (1) 宿題などには計画的に取り組むとともに、遅れや不得意分野の克服と得意分野の伸長を図る。
- (2) 読書に励み、情緒を豊かにし、語彙や知識の習得と教養を深める。

3 外出について

- (1) 外出する時は、保護者に行き先や目的、同伴者、帰宅時間を伝える。
- (2) 未成年者のみの外泊は禁止。また、保護者不在時の家庭への出入りも禁止。夜間外出も控える。
- (3) 道路交通法に則った行動を心がけ、事故等には十分に気をつける。
- (4) 不審者対応を心がける。〔①逃げる ②大声 ③110番 ④できれば特徴を覚える ⑤学校に連絡〕
- (5) 触法行為等、東中生であることを自覚し、家族や仲間に迷惑がかかるような行為は慎む。
- (6) 盛り場や繁華街への外出は十分に気をつけ、原則、行かない。(生徒どうしのみでのゲームセンターやカラオケへの出入りは禁止。) また、外出先では、隙のない振る舞いを心がける。生徒どうしのお金の貸し借りは禁止。

4 その他

- (1) 写真や氏名等、個人情報外部に漏れないように気をつける。
- (2) 自宅や外出先でも防災意識をもった行動を心がける。災害時の役割分担や待ち合わせ場所等、家族と話し合いをしておく。
- (3) LINEやX、InstagramなどのSNS、インターネットの扱いについては、先のこと(何年後も含め)をよく考え、周囲へ配慮ある発言を心がける。
心の力の習得に努め、情報空間上で絶対に個人情報を流出させたり、誹謗中傷したりしない。たとえ、インターネット上だとしても「いじめ」に該当します。嫌な思いをする人が絶対に出ないようにすること。被害者の生命や身体の安全が脅かされる重大事案の場合には警察と連携して解決に努めます。
- (4) 絶対に自ら命を絶つようなことはしない。現在、苦しい状況にあったとしても生涯続くわけではありません。
- (5) 連休中に事故や事件、トラブル等あった場合や心配事、悩み等があれば学校や信頼できる大人に連絡しましょう。担任の先生以外でもいつでも誰でも相談にのります。[東中学校 Tel042-558-0015]

「服装」「頭髪」についての確認

東中学校では、5月1日から10月30日までの期間をクールビズ期間として定めることになりました。

この期間は標準服(冬服・夏服)でも、体育着・ジャージ登校でもどちらでも可とします。その日の天候や、気温、湿度、体調等を考慮して選択してください。

頭髪に関しては「社会通念上、学校生活にふさわしい髪型」を各家庭で判断することとなっています。これから社会に出て行くことを念頭に置き、学校生活の場面にふさわしい髪型をお子様と相談していただきますようお願い致します。詳しくは生徒手帳、または年度初めに配布した生活指導便りをご覧ください。

※社会通念とは：社会一般に通用している常識または見解のことをいいます。

「セーフティ教室」について

5月1日（金）3校時に3年生対象、4校時に1・2年生と7組を対象としたセーフティ教室を行います。今年度は、【KDDI スマホ・ケータイ教室】の方のご協力のもと、「インターネットの適切な使用について」の講演をしていただきます。ご希望の保護者の方は3校時に限り参観することができます。配布してありますお知らせをご確認ください。

近年、中学生でもネットを利用した様々な犯罪行為に巻き込まれる事例が多数発生しています。正しい判断力を身につけるためのよい機会としてください。

子ども達の安心で安全なネット利用のためにはご家庭のご協力が不可欠です。余暇時間の使い方やスマホやタブレット、パソコンを利用したSNSやネットゲームにもご注意ください。保護者の責任で管理監督をお願いいたします。